

区連会4月定例会資料
令和7年4月21日
みどり環境局環境活動事業課

各自治会町内会長 様

みどり環境局環境活動事業課担当課長

令和7年度「地域緑まちづくり事業」の提案募集について【情報提供】

1 趣旨

当課では、市民の皆様が主体となって、住宅地や商店街等での緑化計画を提案して頂き、選考を通過した団体と協定を締結の上、計画の実現に向け助成金を交付する「地域緑のまちづくり事業」を実施しています。

これまで多くの自治会町内会でもご活用頂いており、令和7年度の募集についても情報提供させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 提案提出期限・提出方法

○必要書類：一次提案「応募申込書・提案書」

○受付期間：令和7年6月9日（月）～6月13日（金）（必着）

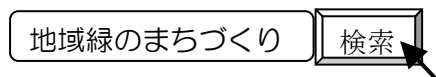
提案書（計画書）の作成にあたっては、横浜市による事業説明とアドバイザーによる支援を受けることができます。

応募をご検討の方・本事業にご興味のある方は、ホームページに掲載している募集要項等をご覧ください。また、ご不明な点等があれば、環境活動事業課緑化担当までご連絡ください。

4 その他

様式のデータ、募集要項等はホームページにてダウンロードいただけます。

【地域緑まちづくり事業ホームページ】



担当：みどり環境局環境活動事業課緑化担当
高村、相羽

Eメール mk-ryoka@city.yokohama.lg.jp

電話 045-671-3447

応募にあたっての注意

1. 提案場所

- (1) 原則として、横浜市内の市街化区域内の民有地
※公有地及び公共施設の施設管理者の承諾を得て、一部使用する土地も含みます。
- (2) 現在「地域緑のまちづくり」の協定を締結中の地区は、応募の対象外です。
(締結地区は、横浜みどりアップ計画のホームページで紹介しています。)

2. 応募団体の条件

- (1) 提案場所又はその近隣に居住する方、勤務する方、在学する方、又は土地や建物等を所有する方で構成された団体であること。
(協定締結までに10人以上の正式な団体を結成する必要があります。)
- (2) 提案内容を自らが主体となって行う意欲があること。
※提案場所の土地や建物等の所有又は借りている等の実質的な使用権利を持っている方に、提案内容について説明をしてください。

3. 応募内容の条件

- (1) 緑化に関する整備や活動であること。(既存緑地における維持管理や伐採のみの計画や、建築物の新築、増改築に伴う、法令等に定める緑化率の規定を満たすための義務的な緑化は、対象外です。)
- (2) 団体に加入していない市民も楽しむことができる公共公益性があること。
- (3) 住民等が主体となって取り組むこと。
- (4) 緑化整備の候補地が明確で、整備後も良好に維持管理できること。
- (5) 国、地方公共団体又はそれらの外郭団体及び民間団体等から資金的援助を受けている又は受けようとしている内容が含まれないこと。

4. 助成金交付に伴う義務

- (1) 整備した緑の維持管理を良好に行ってください。
- (2) 助成金で整備した財産(緑化施設など)は、原則として5年間は良好に維持管理してください。

問い合わせ先

受付窓口: 横浜市みどり環境局環境活動事業課(緑化担当)

横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階※

受付時間: 土・日曜日・祝日を除く8:45~17:15

TEL: 045-671-3447 FAX: 045-550-4554

E-mail: mk-ryoka@city.yokohama.lg.jp

※相談等で窓口にお越しになられる際は、なるべく事前にご連絡をお願いします。

詳細は、横浜市ホームページをご覧ください。

地域緑のまちづくり 検索



<令和7年度版>

地域緑の まちづくり事業

—あなたの地域を「緑」で盛り上げませんか?—

区連会 4月定例会資料
令和7年 4月21日
みどり環境局環境活動事業課

三年間最大
1500万円
助成!

ご相談
随時受付中!



沿道の緑化(緑園都市地区)



集合住宅の緑化(磯子3丁目地区)



交差点の緑化(綱島西地区)



横浜みどりアップ計画

市では、「緑豊かな横浜を次世代に」継承するため、横浜みどり税を財源の一部に活用し、取組を進めています。

地域緑のまちづくり事業とは

市民の皆様が主体となって、住宅街や商店街、オフィス街、工場地帯など様々な街で、地域にふさわしい緑を増やす計画をつくり、計画を実現していくための取組を支援する事業です。
「緑や花でいっぱいのまちをつくりたい」という地域の皆様からの提案を募集し、選考を通過した団体と市が協定を締結の上、助成金を交付します。

助成内容

協定を締結した団体は、最大3年間1500万円の助成金を活用して、緑を増やす活動や、緑を守り育てる活動、地域を緑で盛り上げる活動を行っていきます。

① 民有地地域緑化(地域にふさわしい緑を増やすための費用)

- ・緑化整備のための設計・監理費
- ・工事費(植栽・花壇整備、プランター設置など)



【助成上限率】
設計費、整備費…90%以内
項目により上限あり

※助成は、市民が誰でも緑化を楽しめるように、公共性や公益性がある場所が対象です。



花壇の整備



プランターの設置



② 地域緑化活動(①で整備した場所の維持管理に関する費用)

- ・維持管理のための花苗や園芸資材などの購入
- ・広報紙や広報用ビブスの作成
- ・維持管理の研修など

【助成上限率】
90%以内(100万円/年)
項目により上限あり



維持管理活動



広報用ビブスの作成

③ 緑化プロモーション

(地域の緑化意識の向上、仲間づくりをするための費用)

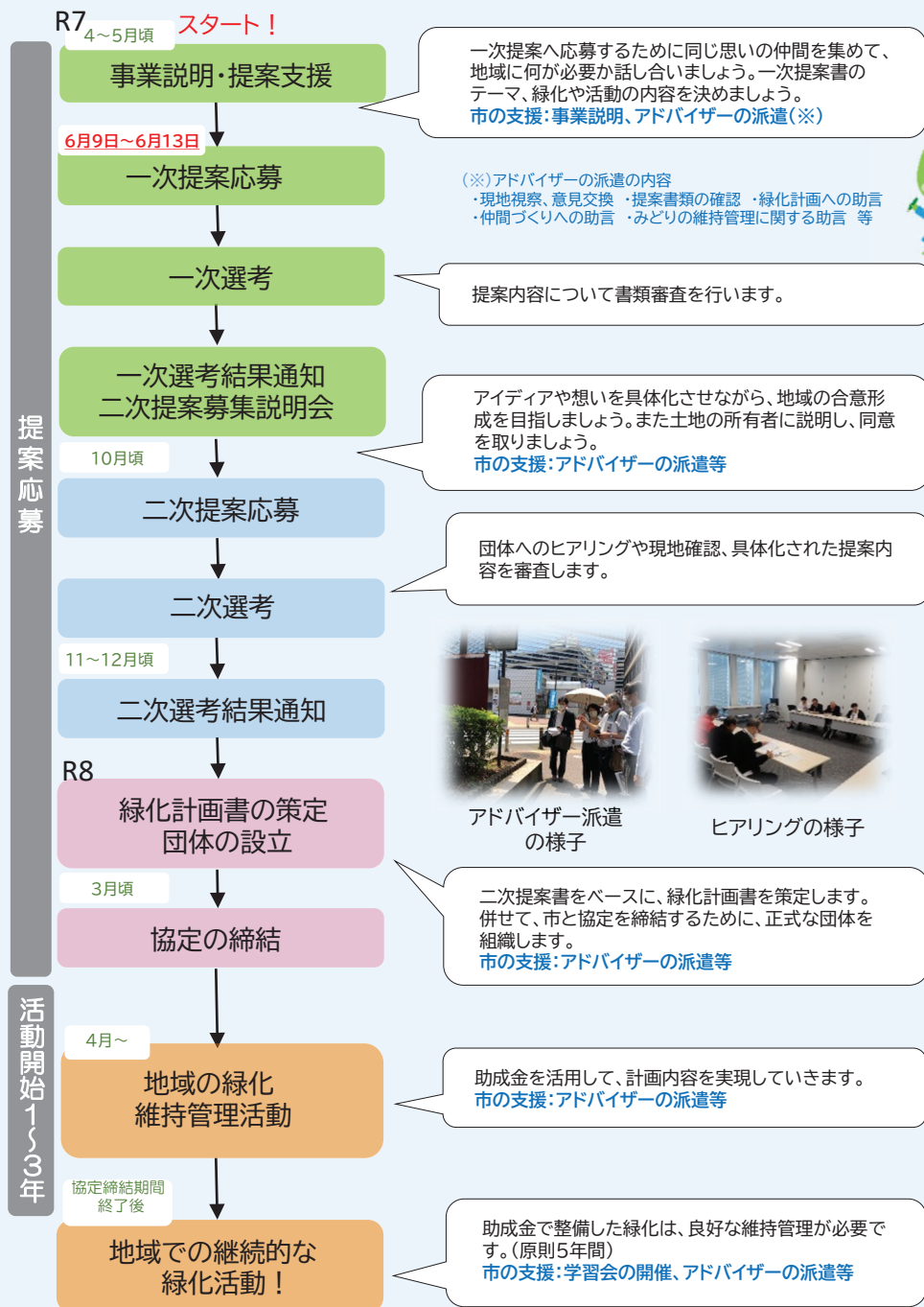
- ・ハンギングバスケットや簡易プランターなどの設置
- ・オープンガーデンや緑化啓発活動の実施

【助成上限率】
50%以内(50万円/年) 項目により上限あり

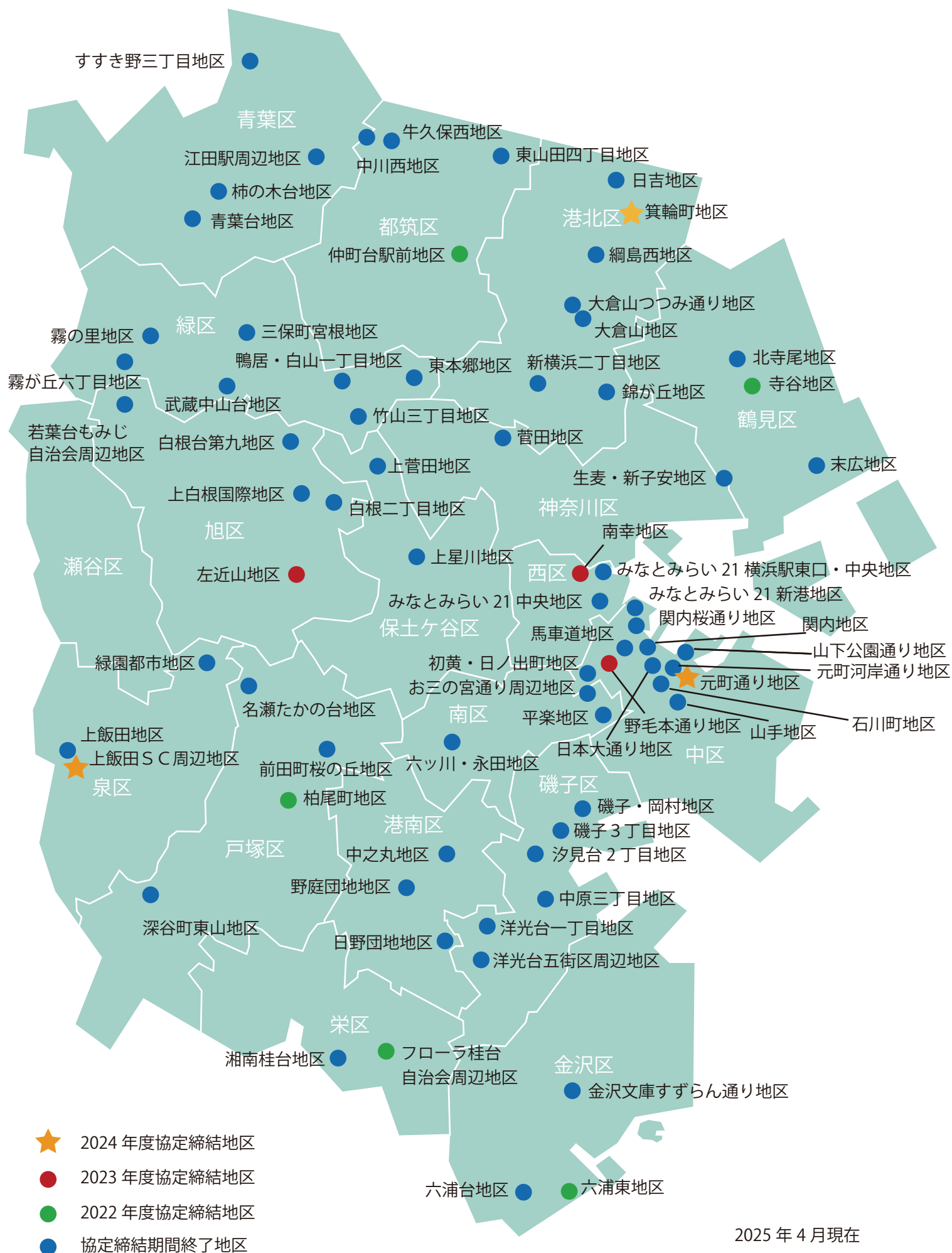


オープンガーデンのイメージ

令和7年度地域緑のまちづくり事業の流れ



地域緑のまちづくり実施地区一覧



2025 年 4 月現在